

第1回

議会議員の定数等に関する検討小委員会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第1回 議会議員の定数等に関する検討小委員会

日 時 平成14年6月13日(木)
午後1時30分～午後3時30分
場 所 高富町役場3階 会議室302

1. 開 会

2. 会長職務代理者あいさつ

3. 議 題

協議事項

協議第1号 小委員会委員長及び副委員長の選任について

協議第2号 議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて

確認事項

○ 第2回小委員会開催日程等について

4. そ の 他

5. 閉 会

議会議員の定数等に関する検討小委員会について

○ 小委員会の設置について

名 称	議会議員の定数等に関する検討小委員会
設置年月日	平成14年6月3日
目 的	新市の議会の議員の定数等に関して調査、審議等を行う。
任 務	新市の議会の議員の定数等（任期・定数・選挙区）を決定するにあたり、方針案を作成する。
委員構成	小委員会の委員は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する委員の内から、会長職務代理者が指名した次の者12名とする。

議会議員の定数等に関する検討小委員会名簿

町 村 名	氏 名	備 考
高 富 町	久 保 田 功	高富町議会議長
	武 山 和 行	高富町議会議員
	藤 岡 功	学識経験者
	平 野 元	学識経験者
伊 自 良 村	高 橋 稔	伊自良村議会議長
	横 山 善 道	伊自良村議会議員
	山 崎 雄 作	学識経験者
	上 野 政 幸	学識経験者
美 山 町	長 屋 孝	美山町議会議長
	大 西 克 巳	美山町議会議員
	河 口 衛	学識経験者
	高 瀬 茂	学識経験者

議会議員の定数等に関する検討小委員会委員長及び副委員長の選任について

1. 選任方法

2. 選任結果

職 名	氏 名	町 村 名
委 員 長		
副 委 員 長	順 位 1 位	
	順 位 2 位	

議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて

小委員会として協議すべき事項

1. 次のいずれの制度を適用するか選択する。

地方自治法及び公職選挙法の原則を適用する。

(1) 定 数

議会議員の定数特例制度を適用する。

(1) 定数特例適用定数

(2) 理 由

議会議員の在任特例制度を適用する。

(1) 在任期間

(2) 理 由

2. 議員定数

(1) 定 数

(2) 理 由

3. 選挙区を設けるか否か。

・選挙区を設ける場合は

(1) 選挙区数

(2) 選挙区毎の定数

(3) 理 由

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針	<p>(案) 新市における議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについては、次の4案のうちいずれかの方法により協議し、協議会で決定する。</p> <p>3町村の議会で協議する。</p> <p>小委員会を設置して協議する。</p> <p>第三者機関を設置して協議する。</p> <p>その他の組織(山県郡議長会等)で協議する。</p>		
項目	参 考 資 料		
<p>1. 新設合併の場合の議員定数及び任期</p> <p>地方自治法及び公職選挙法の原則</p> <p>【参考法令】</p>	<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p> <div style="text-align: center;"> <p>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p> </div> <p>地方自治法(抄)</p> <p>(市町村議会の議員の定数)</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8～10 省略</p> <p>第91条は平成15年1月1日から上記のとおり改正される。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>2 省略</p>		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目																									
調整の方針																											
項目	参 考 資 料																										
定数特例制度	<p>公職選挙法(抄) (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第33条 1~2 省略 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>																										
	<p>定数特例制度を適用</p> <p>【合併後50日以内に法第91条に規定する数の2倍(52人)以内で設置選挙を行う。】 【設置選挙後の一般選挙からは、新市の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>単位:人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>高富町</th> <th>伊自良村</th> <th>美山町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口⁽¹⁾</td> <td>18,795</td> <td>3,287</td> <td>8,869</td> <td>30,951</td> </tr> <tr> <td>現議員数</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>現行条例定数⁽²⁾</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>新市設置選挙時</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>人口⁽¹⁾</td> <td>30,951人</td> </tr> <tr> <td>法第91条に規定する数</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>設置選挙時の議員定数</td> <td>(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 平成12年国勢調査確定数値 2 平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用。</p>		町村名	高富町	伊自良村	美山町	計	人口 ⁽¹⁾	18,795	3,287	8,869	30,951	現議員数	16	12	14	42	現行条例定数 ⁽²⁾	16	10	14	40	人口 ⁽¹⁾	30,951人	法第91条に規定する数	26人	設置選挙時の議員定数
町村名	高富町	伊自良村	美山町	計																							
人口 ⁽¹⁾	18,795	3,287	8,869	30,951																							
現議員数	16	12	14	42																							
現行条例定数 ⁽²⁾	16	10	14	40																							
人口 ⁽¹⁾	30,951人																										
法第91条に規定する数	26人																										
設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内																										
【参考法令】	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。 第6条第1項のうち下線部分については、平成15年1月1日から上記のとおり改正される。</p>																										

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
<p>在任特例制度</p> <p>【参考法令】</p>	<div style="text-align: center;"> <p>在任特例制度を適用</p> </div> <p>【合併前の関係市町村の全ての議員が、合併後2年以内は在任できる。】 【在任期限終了後の一般選挙からは、新市の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 (2) 省略 2～4 省略</p>		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目																																
調整の方針																																		
項目	参 考 資 料																																	
現職議員任期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 富 町</td> <td>平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日</td> </tr> <tr> <td>伊自良村</td> <td>平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日</td> </tr> <tr> <td>美 山 町</td> <td>平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日</td> </tr> </tbody> </table>		町村名	任 期	高 富 町	平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日	伊自良村	平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日	美 山 町	平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日																								
町村名	任 期																																	
高 富 町	平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日																																	
伊自良村	平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日																																	
美 山 町	平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日																																	
先進事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合併市町村</th> <th rowspan="2">人 口()</th> <th rowspan="2">合併期日</th> <th colspan="2">特 例 適 用</th> <th rowspan="2">合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">篠山市</td> <td rowspan="4">47,426人</td> <td rowspan="4">H11.4.1</td> <td rowspan="4">在任特例</td> <td rowspan="4">合併後1年1月間</td> <td>篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西東京市</td> <td rowspan="2">180,885人</td> <td rowspan="2">H13.1.21</td> <td rowspan="2">在任特例</td> <td rowspan="2">合併後2年間</td> <td>田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さいたま市</td> <td rowspan="3">1,024,053人</td> <td rowspan="3">H13.5.1</td> <td rowspan="3">在任特例</td> <td rowspan="3">合併後2年間</td> <td>浦和市 H15. 5. 1 (2年)</td> </tr> <tr> <td>大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>与野市 H15. 4.30 (約2年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>篠山市(平成12年2月末現在) 西東京市・さいたま市(平成12年国勢調査確定数値)</p>		合併市町村	人 口()	合併期日	特 例 適 用		合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)	区 分	内 容	篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)	西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)	丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)	今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)	西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)	保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)	さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15. 5. 1 (2年)	大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)	与野市 H15. 4.30 (約2年)
合併市町村	人 口()	合併期日				特 例 適 用			合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)																									
			区 分	内 容																														
篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)																													
					西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)																													
					丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)																													
					今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)																													
西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)																													
					保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)																													
さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15. 5. 1 (2年)																													
					大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)																													
					与野市 H15. 4.30 (約2年)																													

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
2. 議会の議員の選挙区 【参考法令】	<p>公職選挙法(抄) (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条 1～5 省略</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>公職選挙法施行令(抄) (人口に比例しない議員の定数)</p> <p>第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>		

岐阜県下市議会議員定数の現況等調査票

単位:人

市町村名	国勢調査人口		地方自治法第91条第1項で規定する議員定数	地方自治法第91条第2項の規定により、左記定数を減少している場合は、当該減少議員数	平成14年6月1日現在の議員定数	平成15年1月1日から施行される地方自治法第91条第2項で規定する上限議員定数	平成15年1月1日から施行される地方自治法第91条第1項で規定する議員定数
	平成7年	平成12年					
岐阜市	407,134	402,751	52	8	44	46	未定
大垣市	149,759	150,246	36	4	32	34	28
高山市	66,139	66,430	36	12	24	30	24
多治見市	101,270	104,135	36	8	28	34	24
関市	71,916	74,438	36	10	26	30	未定
中津川市	54,819	54,902	36	10	26	30	未定
美濃市	25,969	24,662	30	10	20	26	未定
瑞浪市	42,003	42,298	30	8	22	26	未定
羽島市	63,962	64,713	36	13	23	30	23
恵那市	35,687	35,677	30	8	22	26	20
美濃加茂市	46,065	50,063	30	4	26	30	22
土岐市	65,631	63,283	36	12	24	30	24
各務原市	131,955	131,991	36	6	30	34	26
可児市	86,367	91,652	36	10	26	30	未定
高富町	18,654	18,795	26	10	16		
伊自良村	3,257	3,287	16	4	12		
美山町	9,623	8,869	22	8	14		
郡計(新市)	31,534	30,951	64	22	42	26	